

# 令和8年度近畿圏総合都市交通体系調査業務委託先募集要領

令和8年度近畿圏総合都市交通体系調査業務を行うにあたり、次のとおり提案を募集する。

## 1 委託業務

令和8年度近畿圏総合都市交通体系調査業務

## 2 業務の趣旨

近畿地方整備局、近畿地方の各府県・政令指定都市及び関係機関で構成する京阪神都市圏交通計画協議会では、「物」の動きとそれに関連する貨物自動車の動きや事業所の立地等を把握することで、近畿圏の物流課題や、望ましい物流の実現に向けた都市交通施策の検討に資することを目的に、第6回近畿圏物資流動調査を実施することとしている。

本業務では、本市内における事業所を対象に第6回物資流動調査の実施及びとりまとめを行う。

## 3 委託業務内容

別紙「令和8年度近畿圏総合都市交通体系調査業務委託仕様書」のとおり

## 4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本業務の趣旨を十分に理解し、参加する者であること。
- (2) 本件のプロポーザル参加表明書を提出する日において、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。

## 5 募集期間

令和8年5月20日（水）午前10時から令和8年6月3日（水）午後4時まで

## 6 契約条件

- (1) 契約形態  
委託契約とする。
- (2) 委託金額の上限  
21,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (3) 契約期間  
契約日の翌日から令和9年3月15日（月）まで
- (4) その他  
包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、

あらかじめ本市の承認を得ること。

## 7 応募手続等

応募する者は、次に示すところにより、別添様式1～4及び企画提案書等を提出するものとする。

### (1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：中村、柏原）

Tel（075）222-3483 Fax（075）213-1064

メール：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

### (2) 各種必要書類の提出

#### ア 提出書類及び提出部数

- (a) 参加表明書（様式1） 1部
- (b) 会社概要書（様式2） 1部
- (c) 業務実施体制（様式3） 1部
- (d) 経歴調書（様式4） 1部
- (e) 企画提案書（任意様式） 4部

- ・企画提案書は本業務に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。
- ・別紙「仕様書」を十分理解したうえで、8（2）審査基準を参考に作成するものとする。
- ・ただし、A4（図表等についてA3を用いる場合は、A4判に折り畳むこと）にまとめること。

- (f) 過去10年以内の同種業務又は類似業務の業務実績がある場合は、業務内容が確認できるもの（契約書及び仕様書の写し等） 1部

- (g) 見積書（任意様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

#### イ 提出期限

持参の場合は、令和8年6月3日（水）午後4時（必着）

なお、各日午前9時から午後4時まで。（ただし正午から午後1時及び閉庁日を除く）

郵送の場合は、令和8年6月3日（水）（必着）

#### ウ 提出場所及び提出方法

上記「7（1）担当部局」へ持参又は郵送すること。

### (3) 仕様書等に関する質問

#### ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、上記「4 応募資格」を満たす者に限る。

#### イ 質問の受付担当部局

上記「7（1）担当部局」と同じ。

#### ウ 質問方法

FAX又は郵送、メールによる文書（様式自由）により行う。

電話、来庁での質問は受け付けない。

#### エ 質問の受付期間及び受付時間

令和8年5月21日（木）午前10時から令和8年5月27日（水）午後4時まで。

郵送の場合は、令和8年5月27日（水）（必着）

オ 回答

令和8年6月1日（月）午後4時までに、京都市都市計画局歩くまち京都推進室ホームページにて公開する。回答は、本募集要領と一体のものとして効力を有するものとする。

（4）注意事項

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は京都市から通知する。

- (a) 提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。
- (b) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (c) 提出書類に虚偽の記載があったとも認められるもの。

ウ その他

- (a) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (b) 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。
- (c) 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (d) すべての提出書類は返却しない。

## 8 提案の審査、選定等

（1）審査方法

提出書類に基づき、「令和8年度近畿圏総合都市交通体系調査業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めため、書類審査に加え、ヒアリング審査を実施する場合がある。京都市からその旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できる者を選定委員会へ出席させること。

## (2) 審査基準

書類審査により、以下の項目について審査する。

| 評価項目        |   | 評価事項  |
|-------------|---|---|
| 資格の有無       | 管理技術者の資格  | ・技術士（総合技術監理部門－「建設部門」の選択科目に限る。）の資格を有しているか。<br>・技術士（建設部門－「都市及び地方計画」）の資格を有しているか。<br>・RCCM（「都市計画及び地方計画」）の資格を有しているか。 |
| 業務実績        | 管理技術者の業務実績  | 本業務に類似又は関連する業務実績があるか。<br>（過去10年以内の業務実績が対象。）   |
| 業務実施方針及び手法等 | ○ 本業務が円滑に遂行できる業務計画や計画工程が提案されているか。<br>○ 本業務が円滑に遂行できる十分な体制であるか。（業務実施体制及び手持ち業務数等で評価）<br>○ 各事業所から回答される調査票について、回収率の向上を図ることや、精度の高い調査データを得るための手法が、それぞれ効果的で実現可能な提案であるか。 |   |
| 見積経費        | 見積金額に応じて配点を行う。  |   |
| 所在地         | 本店等の所在地   |   |

## (3) 選定

選定委員会の審査結果を踏まえて、業務受託候補者を選定する。

## (4) 通知

選定結果については、全応募者に対し郵送で通知するとともに京都市都市計画局歩くまち京都推進室ホームページにて公開する。

## (5) 契約

選定委員会において業務受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲で交渉し、協議のうえ契約する。契約内容については、別紙「令和8年度近畿圏総合都市交通体系調査業務委託仕様書」及び業務受託候補者の「企画提案書」を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する必要がある場合は、協議のうえ内容を決定するものとする。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と協議を行い、契約相手を決定する。

## 9 スケジュール（予定）

|      |          |       |                        |
|------|----------|-------|------------------------|
| 令和8年 | 5月20日（水） | 午前10時 | 募集開始                   |
|      | 6月3日（水）  | 午後4時  | 企画提案書等の提出期限            |
|      | 6月4日（木）  | 以降    | 選定委員会における審査、業務委託候補者の選定 |
|      | 6月中旬     |       | 契約締結                   |

## 10 その他

(1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。

- (2) 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利はすべて京都市に帰属するものとする。